

## 沖縄県県外進学大学生奨学金に関するQ & A

Q 1. スーパーグローバル大学への進学を志望しています。県奨学金と国の修学支援新制度のどちらを受けた方がよいですか。

A 1. 県奨学金と国の修学支援新制度は、支援の対象者、内容、要件や手続で相違点があります。「県奨学金と国の修学支援新制度の主な相違点」を参考にしてご検討ください。

基本的には、国の修学支援新制度の支援区分Ⅰ又はⅡの該当者は、国の修学支援新制度の支援が手厚くなります。しかし、国の修学支援新制度では、授業料減免額が「上限」であるため大学の授業料の状況によって額が変わることがあり、また、適格認定の結果で在学中に支援額が変わる等、個々の状況によって事情が異なる場合がありますので、ご自身の状況や大学の状況を確認の上、ご判断ください。

なお、事前の申込は県奨学金と国の修学支援新制度の両方に行うことが可能ですが、国の制度を選択することを決めた際には、速やかに届け出てください。

Q 2. 最初に県奨学金を選択して、翌年度から国の修学支援新制度の支援を受けた後、再び県奨学金を受けることも可能ですか。

A 2. 可能です。ただし、国の修学支援新制度（日本学生支援機構の給付奨学金、大学における入学金や授業料の免除や減額（大学等における修学の支援に関する法律によるものに限る）と同時期に重複して支援を受けることはできませんので、再び県奨学金を受ける際に国の修学支援新制度の支援を「停止」していただくことになります。

Q 3. 国の修学支援新制度から県奨学金に戻る際に、手続を誤って重複受給した場合はどうなりますか。県奨学金はペナルティで廃止となるのでしょうか。

A 3. 同時期に重複して県から受給した分を返納していただき、重複しなくなった時点からの給付になります。ただし、同時期の重複受給が意図的なものであったような場合には、廃止となることがあります。

Q 4. 最初に国の修学支援新制度の支援を受けて、翌年度以降に県奨学金を受けることはできないのですか。

A 4. できません。 県奨学金は、経済的理由で県外指定大学への進学を断念することがないように支援する趣旨により、進学から卒業までの支援を提供する仕組みになっていることから、大学等に進学した後の採用（いわゆる在学採用）は行っておりません。

Q 5. 県外の高等学校を卒業した後、スーパーグローバル大学を志望して受験勉強をしている者ですが、県奨学金の対象となりますか。

A 5. 対象となりません。 県奨学金の対象となるのは、沖縄県内の高等学校等の在学者又は卒業者となります。

Q 6. 県奨学金の適格認定はどのような確認を行うのですか。

A 6. 県奨学金の受給資格を引き続き満たしているかの確認を行います。主なものとしては、以下のような事項について以下の書類等を確認させていただきます。

○経済要件

収入額、所得額、市町村民税所得割額を証する公的な書類（本人、父母又はこれに代わって家計を支えている者）（所得証明書、課税証明書等）

○学業要件

在学証明書、成績証明書等

○他の奨学金等の（不）受給状況

- ・（併給を認められている）受給している他の給付型奨学金の説明資料
- ・国の修学支援新制度に係る申請又は適格認定の結果がわかる書類

国の修学支援制度に申請していないためにそれらの書類がない者は、国の修学支援新制度を受けていないことを証する書類（授業料の領収書、授業料免除の不受給証明書等）

○保護者（連帯保証人）の住所状況

住民票謄本等

**Q 7. 県奨学金を受給している間、保護者（連帯保証人）が県外へ転居した場合の給付は、どんな理由でも認められないのですか。**



A 7. 原則として、保護者（連帯保証人）は、県奨学金を受給している間は県内に住所を有する必要があります。ただし、生活の本拠を県内においた上で、転勤や病気の治療等、やむを得ない事情で一時的に県外転居する場合には、県外へ転居した場合の給付を認める場合がありますので、ご相談ください。

**Q 8. 県奨学金を受けて翌年度に国の修学支援新制度を受ける場合には、県奨学金の適格認定を受けなくてよいですか。**

A 8. 国の修学支援新制度を受ける理由で、翌年度の県奨学金の継続給付を希望しない場合は、適格認定を受ける必要はありません。

なお、再び県奨学金を受ける際には、その時点で要件を満たしていることの確認ため、適格認定を行うこととなります。

県奨学金と国の修学支援新制度の主な相違点

比較項目	県奨学金	国の修学支援新制度（Ⅰ～Ⅲは支援区分）												
対象となる大学等	スーパードグローバル大学（35校）	要件を満たしていると確認を受けた大学（短期大学を含む。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校												
経済要件	<p>本人、両親、中学生の4人世帯の場合、年収約597万円以下。</p> <p>※家族構成等により、額は変動します。「対象となる世帯収入の目安例」や沖縄県教育委員会ホームページ掲載の家庭基準判定表を参考にしてください。</p> <p><a href="https://www.pref.okinawa.jp/edu/shien/syougakukyuuukinn/bosyuu.html">https://www.pref.okinawa.jp/edu/shien/syougakukyuuukinn/bosyuu.html</a></p> 	<p>本人、両親、中学生の4人世帯の場合、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="456 219 576 1099"> <thead> <tr> <th></th> <th>Ⅰ</th> <th>Ⅱ</th> <th>Ⅲ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年収</td> <td>約270万円以下 (住民税非課税世帯)</td> <td>約300万円以下</td> <td>約380万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※家族構成等により、額は変動します。 日本学生支援機構ホームページの進学資金シミュレーター等を参考にしてください。</p> <p><a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html</a></p> 		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	年収	約270万円以下 (住民税非課税世帯)	約300万円以下	約380万円以下				
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ											
年収	約270万円以下 (住民税非課税世帯)	約300万円以下	約380万円以下											
成績要件	高等学校等における評定平均値が4.0以上であること。	高等学校等における評定平均値が3.5以上。 3.5未満の場合はレポート又は面談により学習意欲を確認。												
住所等の要件	保護者等が、原則として受給期間中継続して沖縄県に住所を有する者。 (Q&Aも参照してください。)	特になし。												
採用定員	毎年度25人程度	定員なし（要件を満たした者は採用される）												
支援の内容（入学金等）	<p>入学支度金 30万円以内 (入学に要する経費の実費相当額)</p> <p>※国公立・私立の区別なく一律。</p>	<table border="1" data-bbox="1241 219 1361 1099"> <thead> <tr> <th></th> <th>Ⅰ</th> <th>Ⅱ</th> <th>Ⅲ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国公立</td> <td>282,000円</td> <td>188,000円</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>260,000円</td> <td>173,400円</td> <td>85,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記額を上限として入学金を減免（いずれも昼間学部の場合）</p>		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	国公立	282,000円	188,000円	94,000円	私立	260,000円	173,400円	85,700円
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ											
国公立	282,000円	188,000円	94,000円											
私立	260,000円	173,400円	85,700円											

支援の内容  
(月々の支援額等)

月額奨学金 年額84万円 (月額7万円)  
(金額は一定)

※国公立・私立の区別なく一律。  
(毎年の適格認定により、支援対象外となる可能性あり。)

【国公立】	I	II	III
奨学金 (月額)	800,400円 (66,700円)	534,000円 (44,500円)	267,600円 (22,300円)
授業料減免	535,800円	357,200円	178,600円
計	1,336,200円	891,200円	446,200円

【私立】	I	II	III
奨学金 (月額)	909,600円 (75,800円)	607,200円 (50,600円)	303,600円 (25,300円)
授業料減免	700,000円	456,700円	233,400円
計	1,609,600円	1,063,900円	537,000円

いずれも昼間学部の自宅外通学の場合。  
奨学金の下端( )内は月額、それ以外は年額。  
授業料は、上記額を上限として減免。  
毎年の適格認定により、支援区分の変更や支援対象外となる可能性あり。

他の給付型奨学金等との併給

原則として禁止。(国の修学支援新制度による授業料免除も重複受給不可)

特に制限なし。

手続等 (申請時)

高等学校等へ書類を提出(高等学校等が沖縄県教育庁教育支援課へ提出)。

奨学金 : インターネットの申込、高等学校等へ申込書類提出、日本学生支援機構へマイナビ提出。  
授業料等減免 : 進学後、大学等に申込。

手続等 (採用後)

毎年度、沖縄県教育庁教育支援課に書類を提出し、適格認定を受ける。

奨学金 : 毎年度、日本学生支援機構に奨学金継続願を提出し、適格認定を受ける。  
授業料減免 : 前期・後期ごとに、大学に減免継続願を提出し、適格認定を受ける。

## 対象となる世帯収入の目安例

1. 県外進学大学生支援事業の応募に当たっては、年間収入金額から、必要経費および特別控除額を差し引いた残りの金額(＝認定所得金額)がゼロ円以下になることを要件とする。

以下は、世帯人員や構成によっていくつかのパターンを設定し、年間世帯収入がどれくらい以下の場合に認定所得金額がゼロ円以下に該当するのかを例示したものである。

### ①【給与所得の場合】

この場合、年間世帯収入は、所得証明書における「給与収入」の金額とする。

	世帯人員	世帯構成	年間世帯収入	備考
パターン1	4	両親と子2人 (父のみ就労、弟は小学生)	576 万円以下	
パターン2	4	両親と子2人 (共働き、妹は小学生で障害者)	750 万円以下	収入の内訳は、 父:620万円、 母:130万円 で設定
パターン3	5	両親と子3人 (共働き、兄弟が小学生と中学生)	850 万円以下	収入の内訳は、 父:720万円、 母:130万円 で設定
パターン4	3	両親と子1人 (父のみ就労)	360 万円以下	
パターン5	2	母子世帯 (母親は就労)	496 万円以下	

### ②【給与所得以外の所得の場合(自営業等)】

この場合、年間世帯収入は、所得証明書における「営業所得」等の金額とする。

	世帯人員	世帯構成	年間世帯収入	備考
パターン6	5	両親と子3人 (父のみ就労、兄弟が小学生と中学生)	399 万円以下	
パターン7	3	父と子2人 (父子家庭、兄弟が大学生)	371 万円以下	

### ③【共働きで、給与所得以外の所得と給与所得の場合】

この場合の年間世帯収入は、①、②の例による。

	世帯人員	世帯構成	年間世帯収入	備考
パターン8	5	両親と子3人 (共働き、兄弟が中学生と大学生)	710 万円以下	父:給与所得以外の所得442万円 母:給与収入268万円

※上記の参考事例以上の収入でも、世帯構成及び家庭の事情によっては、応募できる場合があります。詳しくは、県教育委員会のホームページに「家計基準判定表」を掲載していますのでご確認ください。

2. 以下の場合は特別控除がありますので、該当する場合には、願書への記載も忘れずに行ってください。

- (1) 母子・父子世帯 (2) 就学者(小学校、中学校、高等学校、大学等) (3) 障害のある人のいる世帯  
(4) 長期に療養を要する人のいる世帯 (5) 主たる家計維持者が別居している世帯  
(6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯